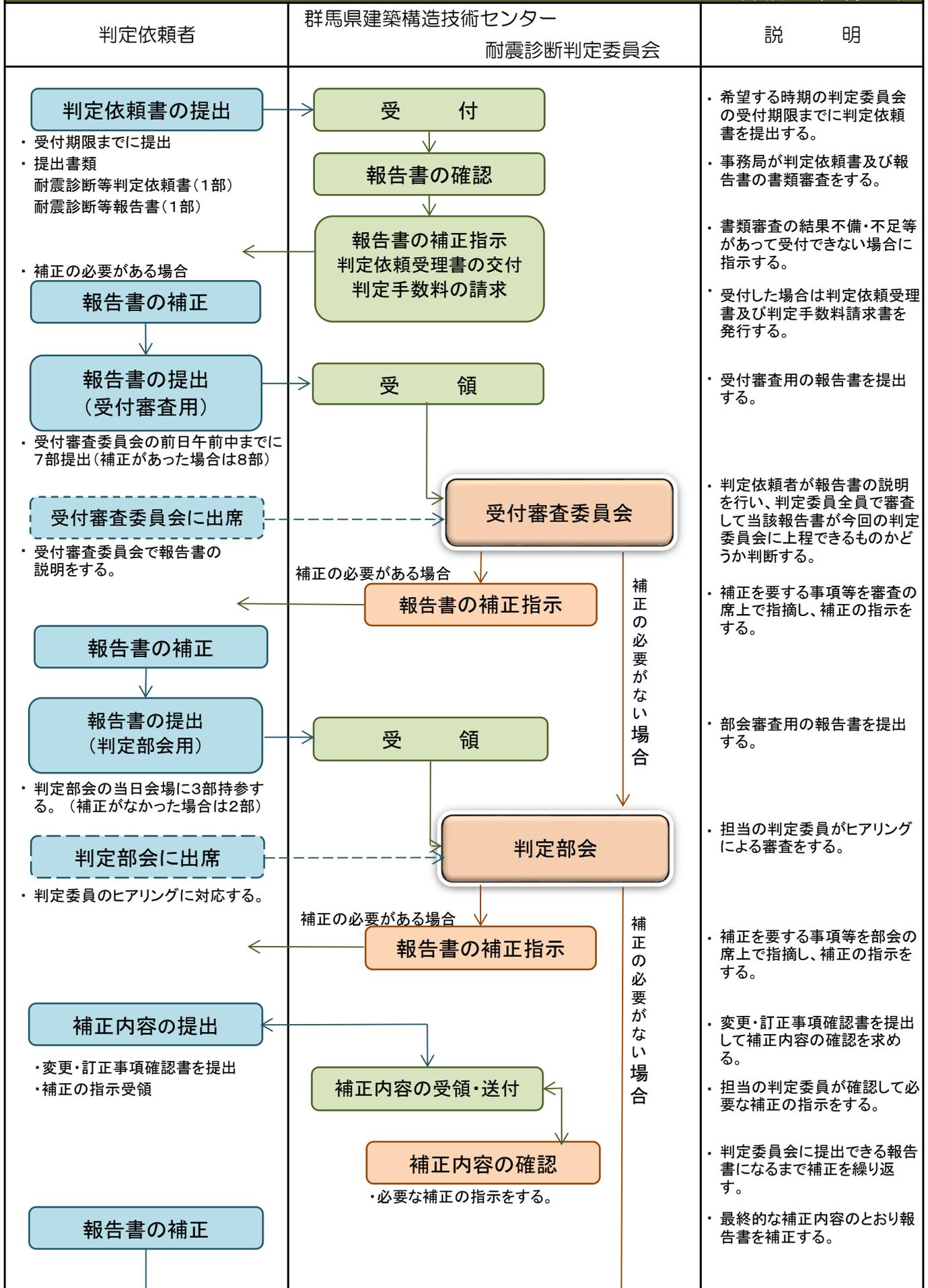
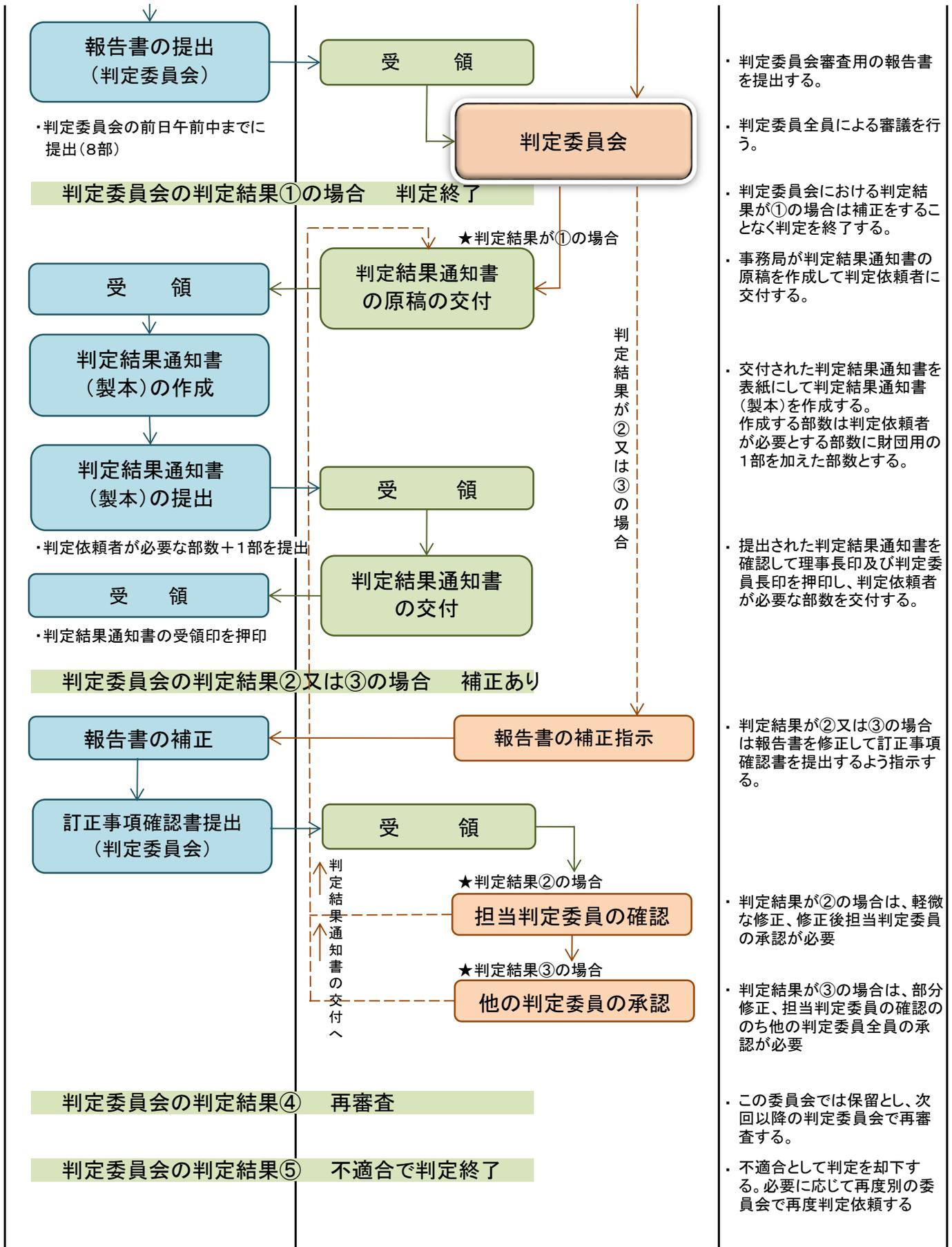


# 建築物耐震診断等判定手続きフロー

(平成28年4月1日)





- ・ 判定委員会審査用の報告書を提出する。
- ・ 判定委員全員による審議を行う。
- ・ 判定委員会における判定結果が①の場合は補正をすることなく判定を終了する。
- ・ 事務局が判定結果通知書の原稿を作成して判定依頼者に交付する。
- ・ 交付された判定結果通知書を表紙にして判定結果通知書(製本)を作成する。作成する部数は判定依頼者が必要とする部数に財団用の1部を加えた部数とする。
- ・ 提出された判定結果通知書を確認して理事長印及び判定委員長印を押印し、判定依頼者が必要な部数を交付する。
- ・ 判定結果が②又は③の場合は報告書を修正して訂正事項確認書を提出するよう指示する。
- ・ 判定結果が②の場合は、軽微な修正、修正後担当判定委員の承認が必要
- ・ 判定結果が③の場合は、部分修正、担当判定委員の確認ののち他の判定委員全員の承認が必要
- ・ この委員会では保留とし、次回以降の判定委員会で再審査する。
- ・ 不適合として判定を却下する。必要に応じて再度別の委員会で再度判定依頼する